



平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美 ほか32名

被告 国

準備書面(7)

令和3年7月9日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人	昌 弘
高 洲	祐
稻 玉	悠
前 川	友 寛
山 口	哲 史
湯 浅	遼
藤 丸	敦 哉
近 藤	
森 田	大 輔
関 根	八 千 栄
林	孝 博
高 橋	裕
塩 井	直 彦
藤 本	雄 介
須 藤	純 一
大 舩	雅 史

瀧	ヶ	崎	由	一
森		川		卓
関		口		豊
清		水	邦	芳
村		田	和	基
後		藤	祐	也
三		枝	伸	郎
高		橋		靖
上		市	貴	之
霞			安	行
藤		枝	達	也
矢		部	隆	幸
工		藤	美	男
青		木	孝	夫
栗		山	広	宣
栗		原		寛
長		内	博	昭

被告は、本書面において、原告らの2021年5月28日付け求釈明申立書(以下「原告ら求釈明申立書」という。)に対して必要な範囲で回答する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告の令和2年10月16日付け準備書面(5) (以下「被告準備書面(5)」という。)別紙3整備概要図2に関する求釈明(原告ら求釈明申立書第1の2)に対する回答

1 原告ら求釈明申立書第1の2(1) (5ページ)について

原告らが記載するとおり、事業再評価における堤防の安全度評価方法(スライドダウンを行って堤防の高さを補正し、それに基づき河道の流下能力を判定する方法)によって行ったものである。

なお、スライドダウン(治水経済調査マニュアル〔乙74〕の図-2.3・22ページ)とは、現況堤防の幅が計画堤防の幅に達していない場合に、堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うという方法であり(被告準備書面(5)24ページ)、現況堤防断面と計画堤防断面を合わせてみて、計画堤防断面において現況堤防の底幅に等しい断面幅がある位置より上の部分のみをスライドダウン堤防天端高とするものである。

2 原告ら求釈明申立書第1の2(2) (6ページ)について

整備概要図2の下段(平成24年以降の整備)の「流下能力から算出した治水安全度」は、平成23年度鬼怒川直轄改修事業・事業再評価根拠資料(乙73の1)の表-2(5ページ)中の「最小流下能力に対する安全度」に基づくものである。

その流下能力の計算条件は、平成23年度鬼怒川直轄改修事業・事業再評価根拠資料(乙73の1)の表-1(2ページ)のとおりであり、河道断面は、平成20年測量断面に平成23年度までの改修を反映させた断面を設定したものである。

なお、上記表-2でいう「最小流下能力」は、治水経済調査マニュアル(乙

74・21ページ)に基づき、スライドダウンを用いた方法により算出したものである。

3 原告ら求釈明申立書第1の2(3)(6及び7ページ)について

整備概要図2の上段(平成13年以降の整備)の「流下能力から算出した治水安全度」に係る流下能力は、平成13年時点の河道断面を用いて、平成23年度鬼怒川直轄改修事業・事業再評価根拠資料(乙73の1)の表-1と同様の計算条件で算出したものである。

4 原告ら求釈明申立書第1の2(4)(7ページ)について

整備概要図2の上段と下段において、堤防整備が行われていない箇所「流下能力から算出した治水安全度」が変化した理由は、測量年次の違いにより流下能力に変化が生じ、治水安全度が変化したためと考えられる。流下能力に変化が生じた一般的な要因としては、河道の自然的な地形変化等が考えられる。

第2 若宮戸地区に関する求釈明(原告ら求釈明申立書第2の2)に対する回答

1 原告ら求釈明申立書第2の2(1)(8ページ)について

「過去の測量結果」(乙73の1・6ページ及び乙73の2・7ページ)における測量範囲がいわゆる自然堤防を含むか等については、令和3年6月4日の弁論準備手続期日において回答済みである。

2 原告ら求釈明申立書第2の2(2)ア及びイ(10及び11ページ)について

左岸24.75km及び同25.25kmの距離標の位置は別紙平面図において赤丸で示した地点であり、「24.75k付近」及び「25.25k付近」とは、当該各地点及びその周辺を含む区域である。

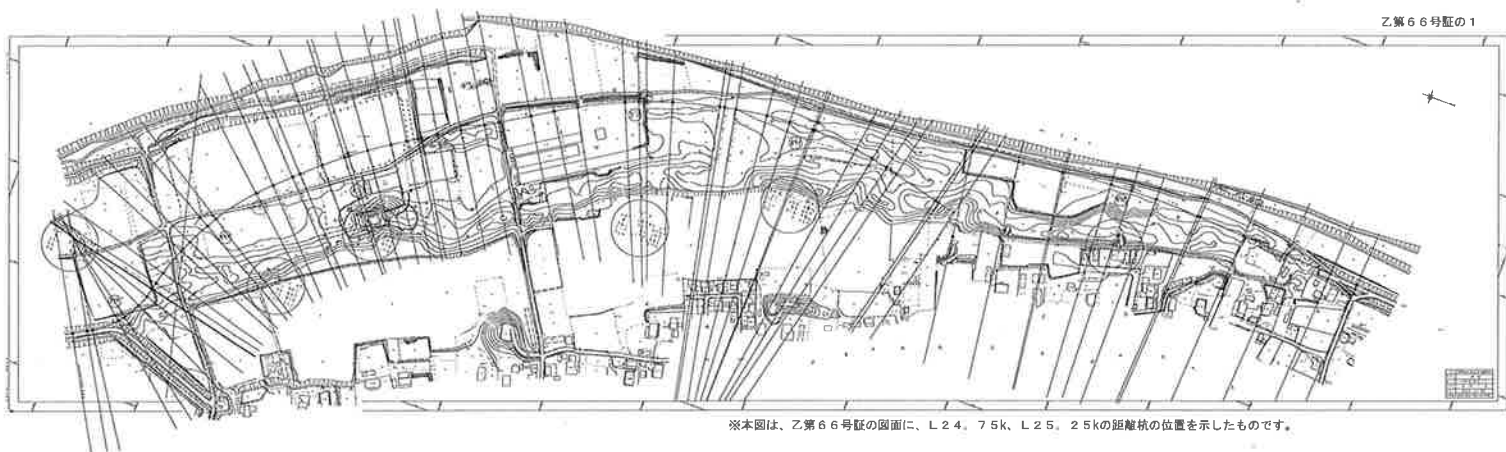
3 原告ら求釈明申立書第2の2(2)ウ(11ページ)について

これまで主張してきたとおり、被告は、河川管理の諸制約を前提として、洪水による被災履歴、流下能力の状況及び上下流バランスなどを総合的に勘案し、治水安全度の低い箇所を優先しつつ、いわゆる下流原則に基づき原則として下流から上流に向かって、堤防の整備を行ってきたものであるところ、原告らが

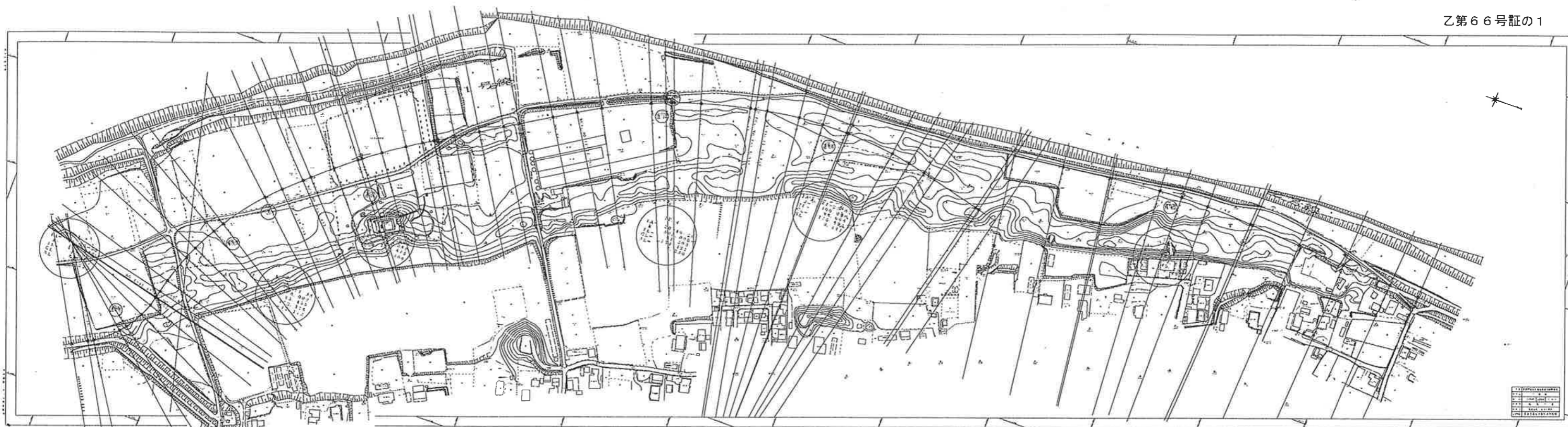
最も溢水の危険が高かったと主張する25.30～25.35kmは、「25.25k付近」として堤防整備区間に含まれていた。

以上

乙第66号図の1



※本図は、乙第66号図の図面に、L24、75k、L25、25kの距離杭の位置を示したものです。



※本図は、乙第66号証の図面に、L24.75k、L25.25kの距離杭の位置を示したものです。